

資料3

建築物移動円滑化基準の改正に伴う 本県の対応について

建築物移動円滑化基準の改正について

<趣旨>

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の一層の促進を図るため、便所及び駐車場に係るバリアフリー基準を見直すとともに、新たに劇場等の客席に係るバリアフリー基準を定める。

<改正内容>

1. 便所
現在、建築物に1以上設置を求めている「車椅子使用者用便所」について、当該基準を見直し、原則、建築物の階ごと(各階)に1以上の設置を求めることとする。
(※)小規模階を有する建築物、大規模階を有する建築物に関しては、別に基準を設定する。
2. 駐車場
現在、建築物に1以上設置を求めている「車椅子使用者用駐車施設」について、当該基準を見直し、原則、駐車施設の数に応じ、一定数以上の設置を求めることとする。
3. 劇場等の客席
劇場等について、座席数に応じ、一定数以上の「車椅子使用者用スペース」の設置を求めることとする。

<交付・施行時期>

交付日:令和6年6月21日
施行日:令和7年6月 1日

改正建築物移動円滑化基準の内容（便所）

国土交通省
「建築物のバリアフリー基準の見直しに
関する検討WG報告」(R6.3.29) 抜粋

バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用便所の設置数について、**原則、各階に1箇所以上を設置する**よう見直しを行う。

義務基準

現行

- ・ 建築物に1箇所以上を設ける。

見直し案

※水洗器具を備えた便房数は変更なし

<標準的な建築物>

- ・ 各階に1箇所以上※設ける。

<小規模階を有する建築物>（床面積1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合）

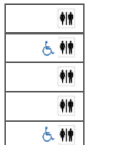
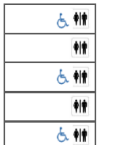
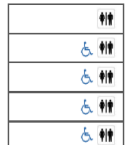
- ・ 小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に1箇所以上※設ける。

<大規模階を有する建築物>（床面積10,000㎡を超える階（大規模階）を有する場合）階の床面積が

- ・ 10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合、当該階に2箇所以上を設ける。
- ・ 40,000㎡を超える場合、20,000㎡毎に1箇所を追加する。

※ 建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置箇所は任意とする。

「小規模階を有する建築物」への適用イメージ

	ケース①	ケース②	ケース③
便所のある階のイメージ	400～599.8㎡/階 	600～799.8㎡/階 	800～999.8㎡/階 
階数	地上5階	地上5階	地上5階
延べ床面積	2,000～2,999㎡	3,000～3,999㎡	4,000～4,999㎡
便所のある階の数	5	5	5
建築物に設置する車椅子使用者用便房の数	2	3	4

「大規模階を有する建築物」への適用イメージ

	ケース④	ケース⑤	ケース⑥
便所のある階のイメージ	30,000㎡/階 	50,000㎡/階 	70,000㎡/階 
階数	地上3階	地上3階	地上3階
延べ床面積	90,000㎡	150,000㎡	210,000㎡
当該階の便所の数	3	4	4
当該階に設置する車椅子使用者用便房の数	2	3	4

改正建築物移動円滑化基準の内容(駐車場・劇場等の客席)

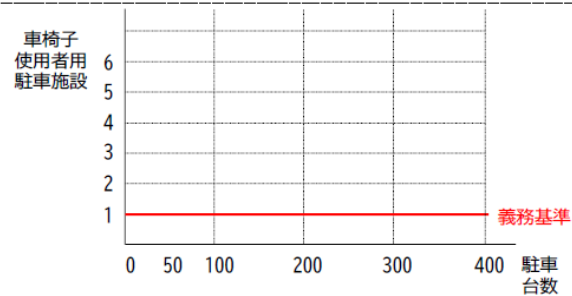
<駐車場>

バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用駐車施設の設置数について、**駐車台数に対する割合で定める**よう見直しを行う。

義務基準

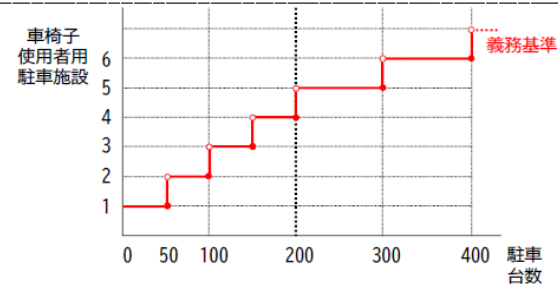
現行

- ・ 1 台以上を設ける。



見直し案

- ・ 200台以下の場合、2%以上を設ける。
- ・ 201台以上の場合、1% + 2台以上を設ける。



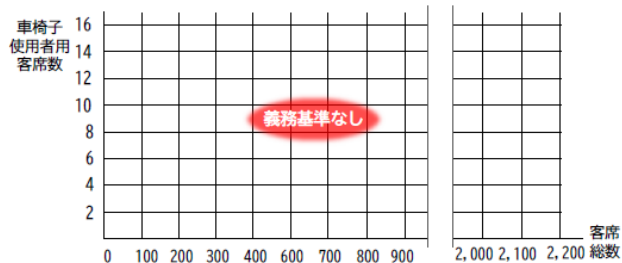
<劇場等の客席>

バリアフリー法の政令改正（条文新設）により、車椅子使用者用客席の設置数について、**客席の総数に対する割合で定める**よう見直しを行う。

義務基準

現行

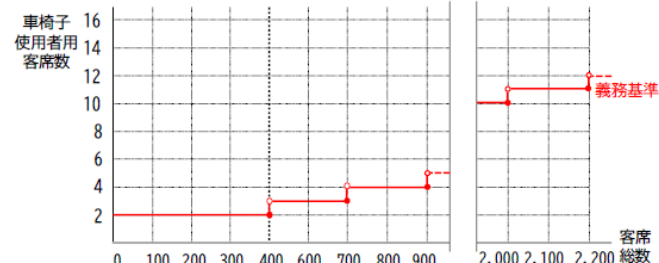
- ・ 基準なし



見直し案

- ・ 400席以下の場合、2席以上を設ける。
- ・ 401席以上の場合、0.5%以上を設ける。

※ 構造に係る基準（幅90cm以上、奥行135cm以上等）も定める。



改正建築物移動円滑化基準と県条例整備基準の比較

区分	建築物移動円滑化基準		県条例						
	改正前	改正後	整備基準						
車椅子使用者用 便房	建築物に1以上	【原則】 便所のある階に1以上 【特例】 ・小規模階を有す建築物 床面積の合計が1,000㎡ に達するごとに1以上 ※小規模階:階床面積1,000㎡未満 ・大規模階を有す建築物 階床面積ごと 40,000㎡未満 :当該階に2以上 40,000㎡超 :当該階に20,000㎡ごと1以上 ※大規模階:階床面積10,000㎡超	建築物に1以上 【=改正前義務基準】 【<改正後義務基準】						
車椅子使用者用 駐車区画	建築物に1台以上	区画総数200以下 :2%以上 区画総数200超 :1%+2以上	区画総数 :1%以上 【>改正前義務基準】 【<改正後義務基準】						
車椅子使用者用 客席	一(基準なし)	客席総数400以下 :2以上 客席総数400超 :0.5%以上 <table><tr><th>客席数</th><th>改正基準</th><th>県基準</th></tr><tr><td>401～500</td><td>3</td><td>2</td></tr></table>	客席数	改正基準	県基準	401～500	3	2	客席総数500以下 :2以上 客席総数500超 :0.5%以上 【<改正後義務基準】
客席数	改正基準	県基準							
401～500	3	2							

4

⇒いずれの規定も、一部県条例の整備基準を上回っている状況

建築物移動円滑化基準と県条例整備基準の関係①

- ✓ バリアフリー法に基づく建築物移動円滑化基準は、障害者等が建築物特定施設を円滑に利用できるようにするために設定された「最低限のレベル」と整理されており、建築基準関係規定として建築確認審査において、基準適合の実効性が担保される仕組みとなっている。
- ✓ 一方、県条例に基づく整備基準は、障害者等の利用に配慮した整備を進めるという点で目的は同じだが、バリアフリー法の規定と同程度又はそれを上回る水準(施設の範囲、整備基準)を設定した上で、事業者の理解を得ながら高い水準での整備を進めることとしている。

<確認施設の範囲>

みんなのバリアフリー街づくり条例 第3章

◇(建築物)指定施設 ◇旅客施設 ◇特定公園施設 ◇道路 ◇路外駐車場

対象施設の追加
(事務所・工場等)

バリアフリー法／条例 第4章(法委任規定)

◇特別特定建築物【条例付加施設を含む】 ◇旅客施設 ◇特定公園施設 ◇特定道路 ◇路外駐車場

対象面積
の引下げ

<整備基準の付加(例)>

区分	バリアフリー法	県条例(第3章)
主要な出入口以外の出入口	規定なし	有効幅員80cm以上 段を設けない 等
乳幼児用おむつ交換台の設置	規定なし	(施設種別・規模に応じて) 1以上
車椅子使用者用客室の確保数	客室の総数 50以上の場合に限り1以上	客室の総数 50未満の場合も1以上

(参考)みんなのバリアフリー街づくり条例 第4章について

バリアフリー法 第14条

第3項 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、**特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第1項の建築の規模を条例で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加する**ことができる。

第4項 前三項の規定は、**建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定とみなす。**

- 県では、法第14条第3項の規定に基づき、条例第4章で付加基準等を定めている。

特別特定建築物への追加(第29条/第32条)

・ 学校、共同住宅、老人ホーム 等

適用する建築規模の引き下げ(第30条)

(1) 病院又は診療所、会議室等 500㎡

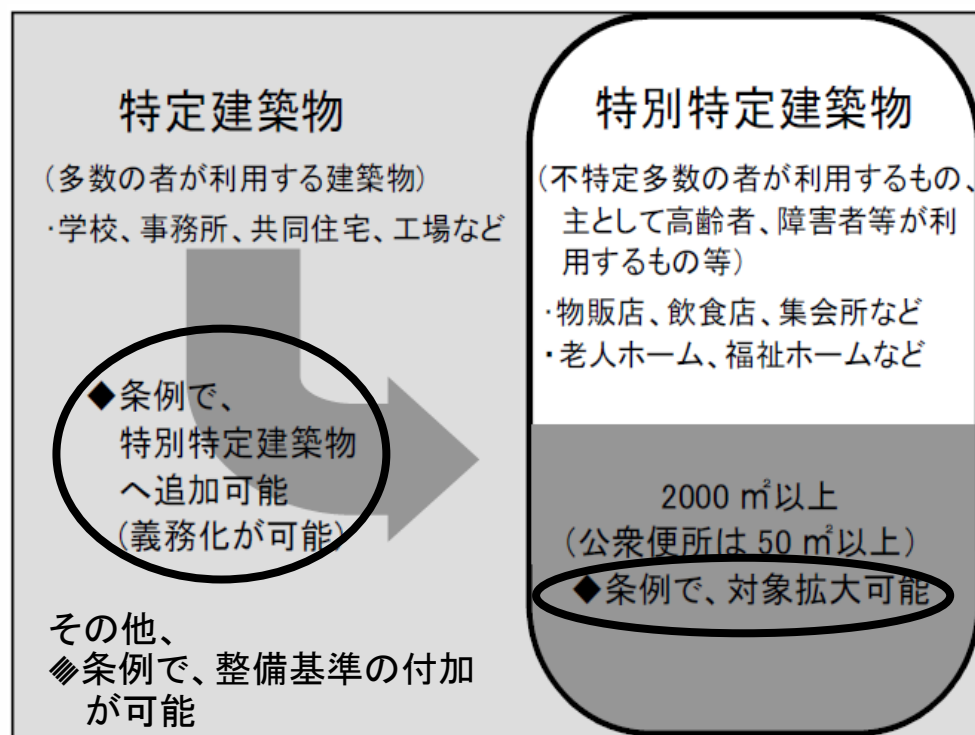
(2) 劇場等、宿泊施設、運動施設等 1,000㎡

整備基準の付加(第31条)

(1) 敷地内通路の幅員 120cm ⇒ 140cm

(2) 屋外への出入口幅 80cm ⇒ 90cm

(3) 階段の手すり 踊場を含めて設置 等



出典: 日本建築行政会議
「バリアフリー法逐条解説(建築物) 2021年版」

建築物移動円滑化基準と県条例整備基準の関係②

<施設種別>

公衆便所

集会場、病院、
福祉施設等

物品販売業、
飲食店等

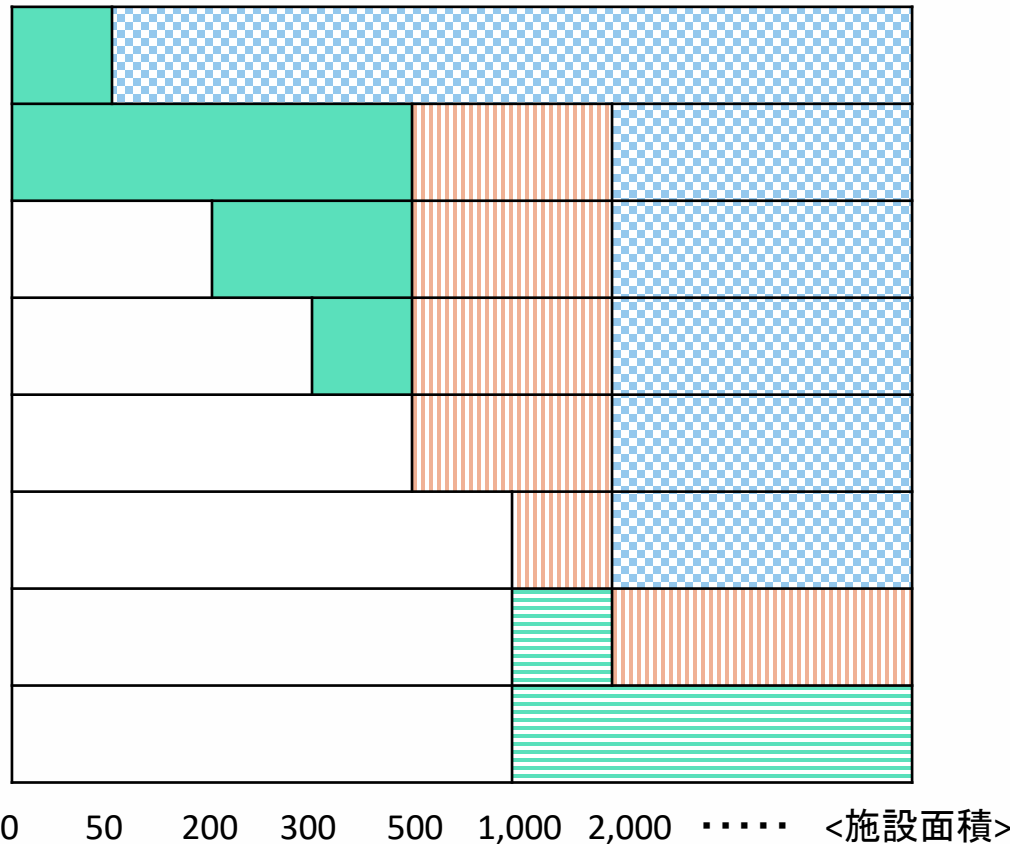
劇場、遊技場

公衆浴場

宿泊施設、運
動施設等

共同住宅

事務所・工場



説明



適用なし



県条例(3章)のみ



3章+政令基準
(条例付加部分)



3章+政令基準(法)



3章のみ(駐車場基準
基準適用除外)

県条例の趣旨に則り

(1)政令基準に該当するもの



… 改正政令基準の施行日までに、少なくとも同水準まで引上げが必要

(2)条例付加に該当するもの



… 付加部分に関する緩和規定等を設けない予定のためは、(1)と同様

(3)県条例(3章)のみのもの



… 基準のねじれは生じないため、県として改正の必要性の判断を行う

(基準を引上げる場合は、一定の周知期間を確保することが考えられる)

＜論点＞ 政令基準が適用される建築物の取扱い

※P7「(1)政令基準に該当」のもの
「(2)条例付加に該当」のもの

- 今回の政令基準改正を機に、(政令基準を上回る)新たな整備基準を設定することとも考えられる。

しかし、

- 改正後の政令基準は、これまで県が「望ましい水準」として設定してきた水準と概ね同程度となっている。

区分	望ましい水準
便所	各階1以上
駐車場	区画総数200以下 : 2%以上 区画総数200超 : 1% + 2以上

- 新たな整備基準の設定にあたっては、
 - ・ 事業者にとって負担が大きくなる措置(費用・スペース)であること
 - ・ 当事者からの多様なニーズや他基準とのバランス・整理が必要であることを踏まえ、事業者・当事者の意見を聴取し、議論を尽くす必要があるが、政令施行日までの期間が限られており、十分な期間を確保が困難である。

以上のことを踏まえ、

- ・ 政令基準が適用される建築物(法委任規定を含む)に対しては、県整備基準を改正政令基準と同等まで引き上げることで対応してはどうか。

<論点（便所）>

※P7「(3)県条例(3章)のみ」のもの

「便所」の規定について

① 県条例のみが適用される施設  の大部分は、「小規模階を有する建築物」の特例の適用を受け、整備が求められる車椅子使用者用便房の数は現行基準と変わらない。(1以上)

② 「共同住宅」「事務所」「工場」は特例の適用を受けることができない可能性がある。

しかし、

- 特に2,000㎡未満の「小規模共同住宅」は、共用部分における便所の利用ニーズは小さいと考えられること。
- 「事務所・工場」は、法上の整理では、特別特定建築物には該当せず、義務基準の対象となっていないこと。

を踏まえ、各階ごとに車椅子使用者用便房の整備を求めることは過度な負担であると考えられる。

ただし、「事務所」は、不特定かつ多数の者による利用が一定程度考えられるため、各階ごと、障害者等が円滑に利用できる便所の設置を求めることも検討される。

(=各階に車椅子使用者用便房の設置は求めない。)

(再掲)

<小規模階を有する建築物> (床面積1,000㎡未満の階(小規模階)を有する場合)

・ 小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に1箇所以上※設ける。

<施設種別>

公衆便所

集会場、病院、
福祉施設等

物品販売業、
飲食店等

劇場、遊技場

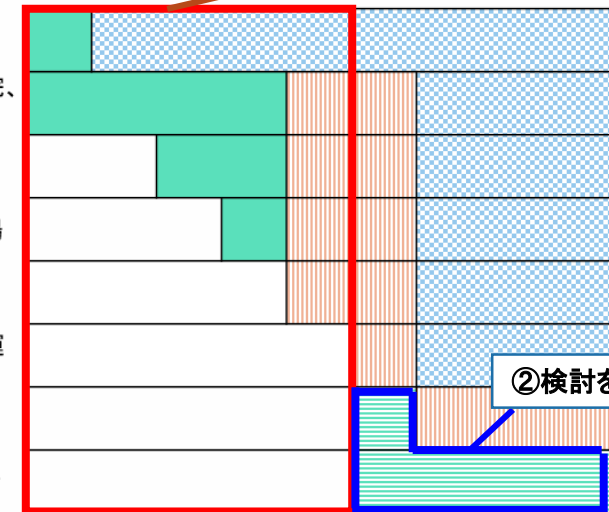
公衆浴場

宿泊施設、運
動施設等

共同住宅

事務所・工場

①必ず「小規模階を有する建築物の特例」が適用される範囲



②検討を要する範囲

0 50 200 300 500 1,000 2,000 <施設面積>

以上のことを踏まえ、

- ・ 県条例(3章)の規定を改正政令基準と同等まで引き上げることとし、②に関して適用除外の規定を措置することとしてはどうか。
- ・ また、施設面積1,000㎡以上の「事務所」に対し、「各階ごと、障害者等が円滑に利用できる便所」を1以上求めることについて、どのように考えるか。

<論点（劇場等の客席）>

※P7「(3)県条例(3章)のみ」のもの

「劇場等の客席」の規定について

- 改正政令基準は施設面積ではなく、客席数に応じた適用となっており、現行規定に照らし、同程度まで引き上げても過度な負担であるとは言えないと考えられる。
- また、基準のねじれが生じる「401～500席」を有する施設は、通常  の範囲を上回る規模での整備になると考えられる。

<施設種別>

公衆便所

集会場、病院、福祉施設等

物品販売業、飲食店等

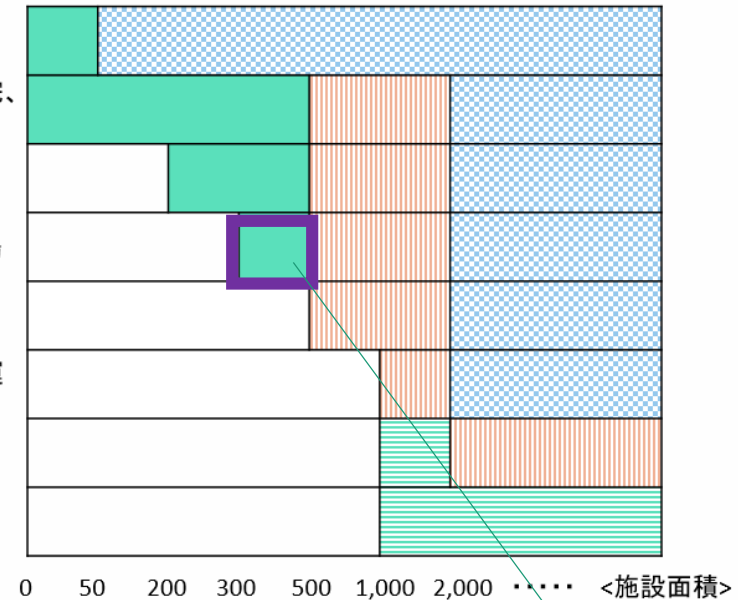
劇場、遊技場

公衆浴場

宿泊施設、運動施設等

共同住宅

事務所・工場



検討が必要な範囲

施設面積: 300～500㎡

かつ

客席数 : 401～500席

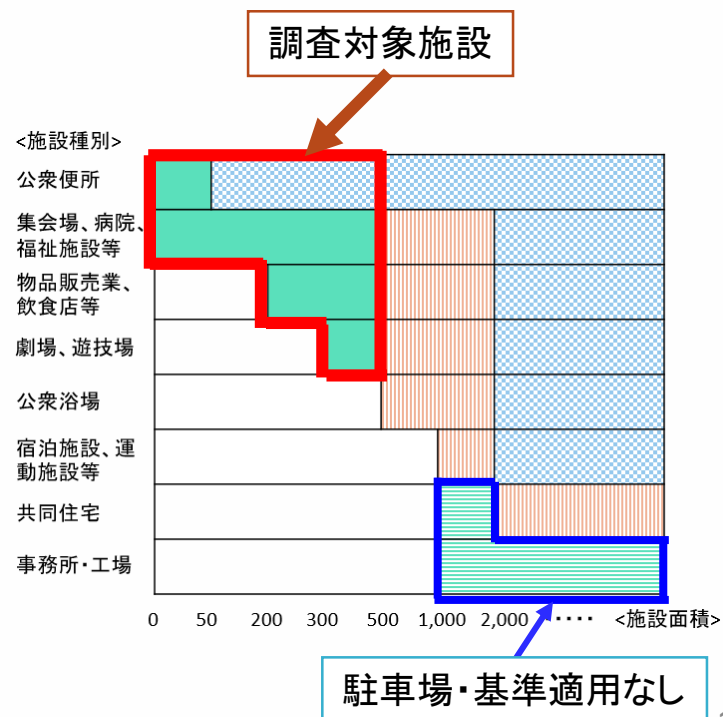
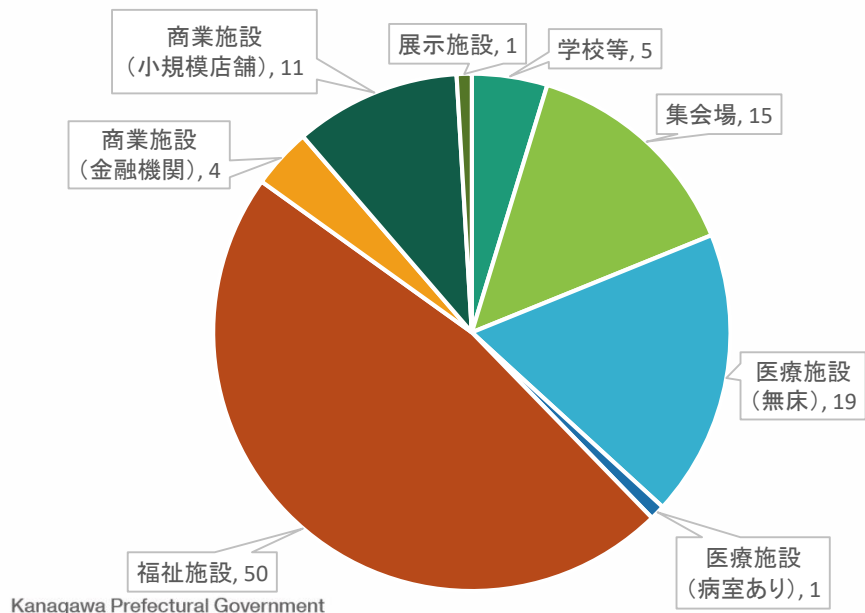
以上のことを踏まえ、

・県条例(3章)のみ施設に対しても、改正政令基準と同等まで引き上げてはどうか。

整備基準・事前協議状況（駐車場）について[実態調査]

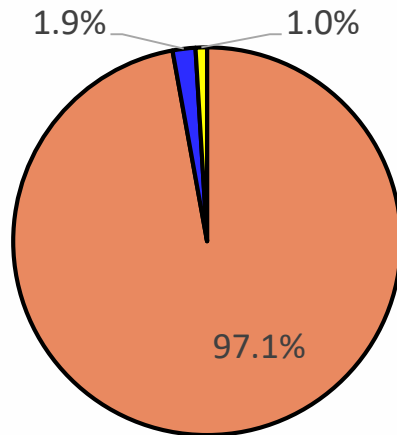
項目	概要
調査対象施設	令和3年度及び5年度に条例第17条の規定に基づく事前協議が完了した指定施設のうち、施設面積500㎡未満のもの
調査方法	事業者から特定行政庁に提出された「適合状況項目表」を取り寄せ「駐車場」の項を確認した。
調査数	有効数:105件 (参考)駐車場を有する施設:353件

調査施設種別



総駐車区画数当たりの車椅子使用者用駐車区画数

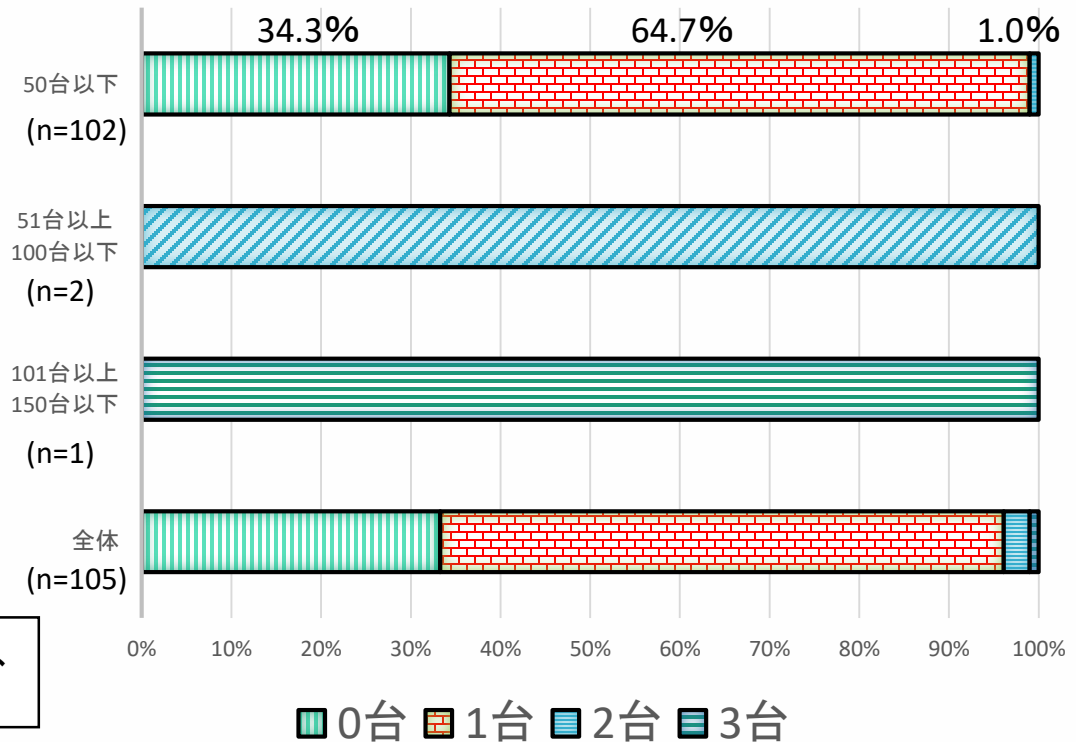
総駐車区画数の割合



■ 50台以下 ■ 51台以上100台以下 ■ 101台以上150台以下

✓ 施設面積500㎡未満施設の総駐車区画数は、97%が50台以下であった。

(参考) 車椅子使用者用駐車区画の台数(n=105)



<論点（駐車場）>

※ P7「(3)県条例(3章)のみ」のもの

- 「県条例(3章)のみ」適用される施設の大部分(97%)が総駐車区画数が50台以下であり、改正政令基準によっても、整備が求められる区画数は変わらない。
- 一方、総駐車区画数が50台を超える施設はサンプル数が少なく、調査結果から影響を判断することは困難である。
- しかし、改正政令基準は施設面積ではなく総駐車区画数に応じた適用であり、多くの駐車区画を有する(＝駐車場ニーズがある)施設に、本基準を適用せしめたとしても、不合理とは言えないと考えられる。

区画総数	1% 県条例	2% (200超:1%+2) 改正政令基準	条例⇒ 改正政令基準 [増分]
1 ～ 50	1	1	0
51 ～ 100	1	2	1
101 ～ 150	2	3	1
151 ～ 200	2	4	2

以上のことを踏まえ、

- ・ 県条例(3章)の規定を改正政令基準と同等まで引き上げてはどうか。

<参考>改正政令基準の水準(2%)について

- ① 自動車税(種別割)/軽自動車税(種別割)の減免適用者(R4.4.1):約10万人
対象等級・手帳保持者の約4割・・・(A) ←自動車を持たない者がいるため
- ② 要介護高齢者等のうち、施設サービス/特定施設を受給していない者
約24万人(R3平均) × (A)4割 ÷ 約10万人

⇒ 利用者は概ね20万人程度と推計され、これは県人口の約2.2%に相当する。

施設利用者の状況により区画必要数は異なるが、概ね2%の水準で設定することは妥当と考える。

※その他「妊産婦」が約6万人おり、当区画の利用が可能だが、他県パーキング・パーミット制度の実績を聴取すると、他の区分に比して交付数が少なく、当区画を必要としない方も多いと考えられるため、推計から除外している。 13

現在の検討案を前提とした場合、

- 「便所」については、（適用除外措置が講じられることで、）実質的に現行基準から付加される施設はないため、改正政令と同日で施行し、経過措置は設けないこととしてはどうか。
- 「駐車場」「劇場等の客席」については、大多数の施設が求められる水準が現行基準から変わらないものの、一部施設は基準の付加が行われることとなる。
同水準で設定する改正政令基準は、既に交付され、施行までに一定の経過措置が設けられているとはいえ、条例整備基準により新たに基準適用とされる施設は、自身が対象となることを予期していないことから、周知及び所定の準備期間を確保するため、経過措置を設けることとしてはどうか。
（期間としては、改正日から半年程度とすることが考えられる。）